

令和 8 年 4 月 12 日の暴風に伴う 「災害ごみ」の処理について

大崎市一般廃棄物処理手数料の減免の取扱いに関する要綱第 2 条第 1 項第 1 号に基づき、今回の暴風による被害があったことにより排出される一般廃棄物を処理する場合、対象となる災害ごみの処理手数料を免除します。

1. 対象となるもの

今回の暴風で発生した家庭系一般廃棄物

2. 施設に搬入できる災害ごみ

- ① クリーンセンターへ搬入
建具（トタン、木材）など燃やせる災害ごみ
（搬入できる大きさは概ね直径 15cm 以内、長さ 150cm 以内）
- ② リサイクルセンターへ搬入
ガラス類、金属類（家電製品等）など燃やせない災害ごみ

3. 施設に搬入できない災害ごみ

- ① 建築廃材（コンクリートがら、石膏ボード、サイディング、瓦、石綿含有物、柱材、壁紙、断熱材など）
- ② 家電リサイクル法対象品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機など）
- ③ その他適正処理困難物（タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、農薬・塗料・油類、消火器、フロンガス使用機器など）
- ④ 商品として製造されたもの及び事業（農業含む）に供されるもの（ハウスのビニールや機材など）

※ ハウスのビニールの廃棄は、農業協同組合（JA）へご相談ください。

また、施設に搬入できないごみ（産業廃棄物）については、公益社団法人 宮城県産業資源循環協会（022-290-3810）へご相談ください。

4. 減免申請等の手続き

- ① 申請手続き
環境保全課または各総合支所地域振興課で「一般廃棄物処理手数料減免申請書」に必要事項を記入し、交付を受けてください。
なお、被害状況を確認できる画像が必要です。

② 事前相談

施設に搬入できる大きさや種類の条件がありますので、事前に大崎広域の施設管理課（28-1624）へ連絡してください。

③ 搬入手続き

交付された減免申請書を各施設の窓口へ提示してください。

5. 施設に搬入できる災害ごみの搬入施設および受付時間

① 燃やせるごみ

(1) 大崎広域中央クリーンセンター TEL 28-2386

(2) 大崎広域東部クリーンセンター TEL 43-2597

② 燃やせないごみ

(1) 大崎広域リサイクルセンター TEL 28-1756

③ 受付時間（すべての施設）

受付 月曜日から金曜日（祝日を含む。）

時間 午前8時30分から午後0時00分

午後1時00分から午後4時30分

6. 搬入条件

① 搬入は2 t以下の車輛となります（2 tを超える車輛は受入できません）

② 1日の搬入台数に制限があります（例：中央クリーンセンターは2 t車1台まで）

③ 荷降ろしは搬入者自らで行ってください。

④ 施設の職員の指示に従ってください。

7. 留意事項

① 災害ごみを施設まで搬入する際、ごみの飛散防止の措置を施してください。

② 許可を受けた災害ごみ以外のものを搬入しないでください。

③ 分別されていないごみ、土砂等の混ざったごみは受け入れできません。

④ 災害ごみを搬入する各施設の職員の指示に従ってください。

問合せ先

大崎市 市民協働推進部 環境保全課 生活環境担当

TEL 0229-23-6074 / FAX 0229-23-2427

E-mail kankyo@city.osaki.miyagi.jp